

アスリート等応援企業等支援金支給要領

令和5年4月1日
宮崎国スポ・障スポ局
競技力向上推進課

第1 目的

第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向け、競技実績のある成年有望選手の確保を行う必要があることから、企業、団体等（国又は地方公共団体は除く。以下「企業等」という。）における国民スポーツ大会の正式競技に取り組むアスリート等（以下「選手等」という。）雇用に対する前向きな機運の醸成を図るとともに、選手等への就労機会の提供、企業等における雇用環境の整備等を支援するため、予算で定めるところにより、選手等を採用した企業等に対して支援金を支給する。

第2 支給対象企業等

支援金の支給対象となる企業等（以下「対象企業等」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) ひむかアスリート・ジョブサポートセンターに登録している企業等で、かつ、当該センターに登録している選手又は指導者と雇用契約を締結した企業等であること。
- (2) 宮崎県内に本社・事業所等を有する法人、任意団体又は個人であること。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。）。)
 - イ 国及び地方公共団体が出資金等の額の25%以上を出資等している者。
 - ウ スポーツクラブチーム等を設置している企業等で、本県から当該チーム等強化に関する財政支援を受けている者。
- (3) 選手等を正規雇用（週20時間以上の期間の定めのない雇用契約をいう。以下同じ。）として1月以上雇用した事業者であること。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (6) 企業等の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (7) 県が実施する就職後の就労状況等に関する調査に協力すること。
- (8) その他支援金の支給が適当でないとして知事が認める者でないこと。

第3 支援金の額

支援金の額は、対象企業等が令和5年4月1日から令和9年4月30日までに採用した選手等1人につき年額250,000円とし、予算の範囲内で支給する。ただし、年度途中から雇用する場合又は年度途中で退職した場合は、月割りで算定した額（千円未満切捨て）を支援金の額とする。

第4 支援金の請求等

対象企業等は、支援金の請求をするときは、次に掲げる書類を翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度途中で退職した場合は、退職の日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。

- (1) アスリート等応援企業等支援金請求書（別記様式第1号）
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) 対象企業等と選手等との雇用契約の内容が確認できる書類の写し
- (4) 事業所別被保険者台帳の写し又は出勤簿及び賃金台帳の写し
- (5) 支援金の振込先の金融機関の口座情報が確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

第5 活動実績報告

対象企業等は、支援金支給の根拠となる選手等が退職した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに雇用アスリートの活動実績（別記様式第3号）を1部提出しなければならない。

第6 支援金の返還等

虚偽又は不正な行為により支援金を受給した企業等は、県に支援金を返還しなければならない。

第7 その他

この要領の規定による申請その他の手続については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定による申請その他の手続を行う場合については、宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）及び宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年宮崎県規則第2号）の規定の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。